



民間宅地開発支援事業補助金を創設しました

問建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

町では、定住人口の増加と地域の活性化を目的とし、県内でも初めての事業として民間事業者が実施する宅地開発事業に対し、補助金を交付します。

◇補助対象者

町内において第三者に販売提供する目的で分譲用宅地を造成する事業者

◇補助対象区域

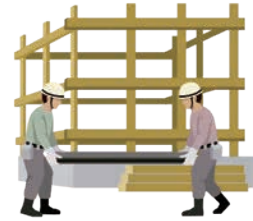
町内全域

◇補助金の額

1区画当たり30万円（最大5区画まで）

◇補助対象事業

- ・令和5年4月1日以降に町内で新たに一戸建て分譲用の宅地開発をする事業者が行う事業であること。（申請時に工事未着手の物件のみ）
- ・分譲用宅地が一団で3区画以上あること。
- ・1区画当たりの面積が165平方メートル以上であること。
- ・分譲用宅地が分譲後において居住用の住宅以外の用途にならないこと。
- ・各区画が接する道路の有効幅員が6メートル以上であり、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条に規定されている接道要件を満たしていること。ただし、既存の道路にのみ接する場合は、有効幅員が4メートル以上の公道に接するものとする。



◇その他

必要書類、手続きの流れなどについては、お問い合わせください。

生活基盤整備支援事業の申請を受付けます

問建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

地域の生活基盤である生活道（里道）、農道および林道（いずれも私道を除く）の整備または補修を地域の利用者が共同で行う場合に、必要資材の購入費および作業用特殊機材の借上げ費を助成します。

用排水の水路、側溝の整備、^{しゅんせつ}浚渫などのほかに、ため池などの農業用施設の補修も対象となります。

令和5年度の申請を、次のとおり受付けます。

■支援基準

支援区分	支援限度額(上限)
道路の改良を主工事とするもの	受益世帯数 × 10万円以内(50万円)
道路の舗装を主工事とするもの	受益世帯数 × 6万円以内(30万円)
水路の整備を主工事とするもの	
ため池補修を主工事とするもの	
用排水路の浚渫 取水施設の補修	受益世帯数 × 4万円以内(20万円)
その他 (上記に準ずるもの)	

■支援の対象となるもの

◇資材購入費

整備や補修に必要な原材料で、常温・加熱アスファルト合材、生コンクリート、セメント、真砂土、クラッシャーラン、粒度調整碎石、土のう、床板、コンクリート水路、ベンチフリューム、ヒューム管、コンクリート・アスファルト殻の処分費など

◇作業用特殊機材の借上げ費

土工機械のバックホー、ダンプトラック、締固め機械、振動ローラー、土木機械運搬費・燃料費など
※資材購入費と機材借上げ費の合計額について、左表の支援基準の限度額の範囲内で助成します。
なお、原材料は現物支給を行う場合もあります。

◇申請方法

申請書を建設課で受け取り、記入後、直接提出

◇申込締切日 6月30日（金）

◇決定方法

予算に限度がありますので、事業の公益性・緊急性などを考慮して申請書の内容を審査します。支援を決定した場合には決定通知書を送付します。